

## 国民健康保険・後期高齢者医療に加入している皆さんへ 新型コロナウイルス感染症にともなう傷病手当金について

国民健康保険または後期高齢者医療の加入者が、新型コロナウイルスへの感染もしくは感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間について、傷病手当金を支給します。

### ■支給対象者 次の①～③の全てに該当する方

- ①国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の方
- ②給与等の支払いを受けている方
- ③新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方

### ■支給対象となる日数

療養のため労務に服することができなくなった日から起算して、3日を経過した日(4日目)から労務に服することができない期間のうち、本来の就労を予定していた日数。

### ■支給額

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) ×  $\frac{2}{3}$  × 支給対象となる日数

※1日あたりの支給額については上限があります。

### ■適用期間

令和2年1月1日～9月30日の間で、療養のため労務に服することができない期間

※入院が継続する場合などは、最長1年6か月まで

### ■申請方法

電話請求、または町ホームページから入手した申請書に必要事項を記入し、令和3年3月31日までに健康保険課へ提出してください。感染拡大防止のため、郵送申請にご協力ください。

また、支給の対象となるか確認したい場合は、健康保険課へご相談ください。

**申請先・問合せ** 健康保険課 ☎029-288-3111(内線143・144) 📧<http://www.town.shirosato.lg.jp/>

## マイナンバーカードの申請をサポートします！

「マイナンバーカードを作りたいけれど申請方法がわからない」、「写真を撮るのが面倒」などと思いませんか？町民課では、申請書の書き方や写真撮影(無料)など、申請手続きをサポートします！本人確認書類(免許証、保険証等)を持参して町民課までお越しください。

また、9月からマイナンバーカードをお持ちの方が、キャッシュレス決済(〇〇ペイ、電子マネーなど)で20,000円のチャージまたは買い物をすると、最大5,000円分(還元率25%)の「マイナポイント」が付与されます。マイナポイントの申し込みが7月から開始となりますので、お早めにマイナンバーカードを取得しましょう。

マイナンバーカードの申請はお早めに！

- 問合せ**
- マイナンバーカード申請に関すること  
町民課 ☎029-288-3111(内線114)
  - マイナンバーカード・マイナポイントに関すること  
マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178  
※音声ガイダンスに従って番号を選択してください。



マイナポイント詳しくはこちら



コードが下敷きになってるよ！

タコ足配線はキケンだよ！

プラグはコマメに抜いてね！

**OFF!**

ぼくは安全エンジニア

安全3つのポイント！

電気使用安全月間です

8月は経済産業省主催の

一般財団法人 関東電気保安協会 <https://www.kdh.or.jp/>

## ホロルの湯からののお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月26日から時間とエリアを一部制限して営業していましたが、6月2日(火)より全部門の営業を再開いたしました。引き続きお客様とスタッフの安全と健康を守るため、感染予防に努めてまいります。ご来館されるお客様におかれましても、感染予防にご協力くださいますようお願いいたします。

### ◆休館日

- 7月6日(月)、13日(月)、20日(月)、27日(月)
- 8月3日(月)、11日(火)、17日(月)、24日(月)、31日(月)

**問合せ** ホロルの湯 ☎029-288-7775